

第8期第12回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和6（2024）年12月16日（月） 18：30～21：00

場所 川崎市役所本庁舎 1階101会議室

出席委員 9人
鈴木委員長、安委員、加藤委員、金子委員、
霜倉委員、蔣委員、高石委員、出口委員、畑委員

欠席委員 1人
五十嵐委員

事務局 こども未来局青少年支援室4人
箱島室長、佐藤担当課長、内藤係長、圓谷専門調査員

対話対象者 市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当3名
新沼担当課長、佐藤係長、和田専門調査員
人権オンブズパーソン1名
池宗代表人権オンブズパーソン
教育委員会事務局教育政策室 4名
政策推進 安斎担当課長、佐藤指導主事
人権・多文化共生教育 米倉担当課長、水澤指導主事

議題等 (1) 答申について
(2) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴 0人

1 開会

2 議事

(1) 答申について

○加藤副委員長 本日は大変お忙しい中、遅い時間帯であるにもかかわらず、対話のためにお越しいただき、ありがとうございます。論点としましては、SNSなどを使用したテキストベースでの相談を受け付けるということに関してのお考えとか、あとは相談件数について、成果指標との関連でのお考えについてとか、さらには、今日はそこまで触れられるか

わからないが、専門調査員の雇用形態や、これまでの人権オンブズパーソンの様々な成果がおありだと思うが、今後のような展開を考えておられるのかということになると思う。対話調査を担当した畑委員から少し説明をいただきたい。

○畑委員 資料1について、私からのお聞きしたい事項としては3つ。先日の事務局との対話を踏まえて、こちらが答申案としてお出ししたもの、それに対して、コメントをいただいたというところに関しての質問になる。

まず1つ目、相談機会の拡充について、オンブズパーソンの機関として、「実際に対面でお会いして、しっかり話を聞いて、相談をお受けして、かつ解決をしていこう」という姿勢自体についてそれがおかしいとか、間違っているとかいうものでは全くないし、その活動については、敬意を表されるべきという前提の上で、子どもの権利委員会第3期の提言において、報告書の中に書くことというところ、前期の第7期答申においても、テキストベースを含め、様々な相談機会にさらなる拡充というところをお伝えしているところ。令和4年度の人権オンブズパーソン報告書において、SNSの有用性も認識しており、これに関する事項も考える必要があると書かれている。①から④に書かれているように、子どもが使いやすい相談手段は何かというところを検討する必要があるということは、我々と問題意識を同じくしていらっしゃると思う。

他方で、先日の対話の際に、メール等の乾いたやり方は行わないと、録音したもので申し訳ないが、「LINEでやり取りしてもその悩みが聞けるのかな。相談が1行で来て、回答を1行で返して解決できるのか」という認識をお持ちだということが分かった。LINEに限らないが、テキストベースの相談で、1行で来たものを、それで1行で返して終わる、そんな相談を行っているのは、自治体も含めてそんな団体は、あまりないと思っている。1行で相談が来たとすれば、その1行が意味するところは何なのかというところを丹念に聞き取っていく、実際にお会いすることにつなげるということになると思うが、1行で来て、1行で返すという話では全くない。別に1行で来て、1行で返すというところだけをピックアップしているわけではなくて、そういった御発言があったこと自体、そもそもテキストベースの相談というものを検討されていないのではないかという疑義が生じたと認識している。

御検討いただいたというところであれば、テキストベースの相談について、どのような形で、こういった資料をもって検討して、こういった結論に至ったかというところを御提示いただきたいと思います。この点に関しては、5月の対話の際にもお伝えしているが、現在、御提出いただいていないようなので、重ねてお伝えする。

2つ目、相談件数の減少傾向の分析について、こちらは事務局でも認識していらっしゃるとおり、オンブズパーソンの相談が年々減少している。それに対する検討は必要かと思っている。その点について、2018年度に相談件数が上昇しているところが、1つ分析のきっかけになるのではと私は思う。

減少の傾向が分析されているのであれば、相談件数の上昇というところも一定程度分析はされているのかと考えてお聞きしたが、先日の対話においては、特に回答いただけなかった。その後、回答として、この年については、権利侵害がないと思われる相談が23件増加したということが原因と回答がされていたが、なぜそのような相談が増えたかという突っ込んだ分析を踏まえた回答をいただけていなかったという状況になっている。

人権侵害になっていない相談の重要性については、令和5年度人権オンブズパーソン報告書においても、こういった相談自体が子どもの相談の件数に当たる相談だという分析もされているようですから、権利侵害になっていない相談が増加したことがオンブズに対する相談の減少を阻めている、または増加に向かわせるというところの一助になるのかと考えた。そういった点についても含めて分析されていらっしゃるようでしたら、改めてお答えいただきたい。

○加藤副委員長 資料を読んできていただいているので、少し回答いただければと思う。

○池宗オンブズパーソン ある程度まとめて話をさせていただき、皆さんの知りたいところを盛り込ませていただきたい。私たちの活動に敬意を表してくださり本当にありがとうございます。ところが、私たちの活動は外に出せないものがすごく多い。というのは、誰かの権利を守ることによって、誰かの権利を侵害してはならないというのを肝に銘じているため、公表できることが非常に少ないので、報告書を読んでも、同じようなものが出ていってしまうかもしれない部分がある。今日公開の場だが、できる限り私たちの活動を通じた中でお答えできればと思う。

まず、相談件数の減少については、当然認識しており、私も報告書で書かせていただいたとおりの認識でいる。その認識について、もちろんこのままでいいとは全く思っていない。そこで、私たちが何をやってきたか御紹介をしたい。当然私一人ではできず、専門調査員という専門職の方と、支えてくれる事務局の方がいることは、知っておいていただきたい。

まず1点目、私たちの考え方として、相談につながりやすくなるためには、相談機関の充実という部分、皆さん検討してくださっているが、そこが最も重要だという認識がある。それにプラスして、もともと、教育というか、つまり、「うざい」「死ぬ」だけではなく、もやもやした自分の気持ちを言語化する力、その言語化したものを外に表現する力も大事なのかと思っているため、コロナ禍で人間関係の摩擦がなかった関係もあり、当然、一旦相談件数は減っているが、実は本年度結構増えている。それは、私たちの活動も微力ながら、役に立っているのではないかというところもあるので、御紹介したい。

子ども教室の充実化については、答申の中にも書かれていたが、顔の見える化というのは私もとても重要だと思っている。そのためのアウトリーチはとても重要だと思う。うちができるアウトリーチの最たるものが子ども教室であって、大分拡充して、今までやってきたことから大分変えてやっている。1点目は、パワーポイントを使って、動画風にし、今の子どもたちにも分かりやすく説明できるような形にしている、それは結果的に、これまで小学校5、6年生以上の子どもたちを対象にしていたのが、低学年でも分かるような形になった。いじめが非常に低年齢化していて、小2が多いと言われているような状況なので、低学年の子たちにもアプローチできるような形という点と、もう1点、結局私たちが子ども教室に行くのは1回。しかし、実際、365日、子どもたちは普通に日常生活を送っており、それに対応してもらうのは学校の教員であるため、私たちのパワーポイントは、教員の先生にも実は訴えかけていて、教員の先生にも分かりやすくつくっている。このパワーポイントは、20周年の周年行事として作成した。それを教育委員会で教員が見られるフォルダに置いてもらい、教員が自由に使うようになっている。

2点目、もっと子ども教室をやってもらうために、学校にとってもメリットがあるもの

は、セミオーダー方式というのがあり、私たちがやりたいことを押しつけるのではなく、どういことを望んでいるのか、どういう問題があって、どういう対応が必要なのかを聞いた上で、セミオーダー方式というのを中学校のみならず、今年は小学校にも取り入れている。実際何をやるかという、ワークショップみたいなことをやる。実施時間に制約があるので、ワークをやるが、小学生の中学年あたりでも好評いただいている。

3点目として、個別に依頼があれば子ども教室を実施している。これまでも数件応じており、どことは言いが、子どもの居場所に関するところで、3年連続でやっているようなところもある。実際、子ども教室に行くと、相談件数が上がる。だから、アウトリーチ、見える化というのはとても大事だと思っている。

4点目としては、人権尊重教育研究推進校が何校かあるが、その全学年、全クラスに対して、個別に人権の授業をやった数か月後に、全教員に対しても研修・ワークショップも行っている。その中には、管理職である校長、教頭も入れた研修も行っている。さらに、ちょっとこの先のSNSの話にもつながるが、実際に電話を使っているということもあり、子どものキッズ携帯の機能としてなかなか難しいため、公衆電話が、あなたの家の周りだったらどこにあるかの紹介とかけ方まで子ども教室でやっている。今の子は公衆電話のかけ方、使い方を知らない。公衆電話については、自治体などいろんなところで、私たちみたいな人権オンブズパーソン的なことができている事もあり、「公衆電話を探せ」みたいなイベントをやっているぐらい、今の子にとってみれば、ちょっとしたイベントになるようなことなのかなと思いつ紹介している。もう1点は、事案によっては、なかなか切羽詰ましていると、緊急性を要するものがある。その場合には、校長室の電話を使えるようお願いもしている。

アウトリーチはとても大事だと思うので、子ども教室を増やすために、私たちオンブズパーソンと校長会との懇談会で、積極的に子ども教室に手を挙げてくれるようにアピールしている。あとは新任校長研修にも、教育委員会と校長先生方と私たちでは立場は違うが、目標として目指しているところは同じはずなので、そこに達するためには、ぜひ子ども教室をと話をしている。

子ども教室の充実化、顔の見える化について話をさせていただいたが、相談件数が飛躍的に倍増するかというと、そうではなく、SNSの検討というのは当然必要だというのは私も書かせていただいているとおり。実際に、LINEは検討している。令和5年1月4日にパーソン、専門調査員と事務局が出席した、エンパワメントかながわさんが実施した研修を受けている。さらに、専門調査員が臨床心理学講座を令和5年6月18日に受講している。それらの研修を受けて、やはり現状、今の私たちの体制でLINEを入れるのはなかなか難しいのではないかと結論に至っている。

結論としては、LINEは難しいけれども、現状何もやっていないのかというと、そうではなく、メールについては、現状対応はしている。手法として、Logoフォームというのは申込のみというたいかけになっているが、実はそこに相談内容を書いてくる人もいて、それについては、当然戻すようにしている。あとはこのLogoフォームから、うちにつながるところが、とても分かりにくかった。それはホームページ上の問題かと意見が出ており、ホームページ上で、クリックすればつながるように、ホームページも変わっている。

さらに、子どもたちのGIGA端末からうちにつながるようになっていて、数件だが相談が

入っている。これらの持ち方をどうするかは、今言った手法に課題がもちろんある。なので、これは現在、方向性の結論を出す状況ではないので、これを公にできますよと出しているが、相談は来ているので、来たものについては対応をしている。SNSの検討については、そんな状況がある。

○和田専門調査員 私は心理士なので、カウンセリング等々の手法としてSNSが今非常に注目されていることは当然理解している。そうはいても、こちらの人権オンブズパーソンの専門調査員としての検討は、令和5年1月4日に「チャット相談窓口を併設しませんか」というNPO法人エンパワメントかながわさんの研修を受けた。受けた結論からいうと、エンパワメントかながわさんが手がけているチャット相談というのと、救済にまで結びつけなければいけない、私どもの相談には難しいという結論に至った。

また、令和5年6月8日に、日本臨床心理士会の臨床心理学講座を5時間受講し、「ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）相談の実際と課題」ということで、SNSの相談をされている事業者の先生の講義を受け、その方が出しておられる書物にも当たり、うちで採用できるかどうかというところも含めて、メリット、デメリットについて、レポートを書いて、パーソンに伝えまして、現段階では導入するのは難しいと思うという報告をさせていただいた。そのときに、池宗パーソンが、むしろLINE相談よりメタバースのほうが有効ではという意見があった。メタバースの中で、いろんな相談があって、人権オンブズパーソンの部屋につなげるようになったらいいのではという話だった。私はメタバースについての書籍もかなり取り寄せて学んでみたんですが、費用がかかるということと、人権オンブズパーソンだけでメタバースを立ち上げるのは難しいという話をした。

それから、2024年では自治体がバーチャル空間を子どもに向けてつくっているというのは、最近の流れである。そういったものは、個人的には見ておりますが、実際に人権オンブズパーソンでSNS、あるいはチャットを使った相談というのは、私どもは救済機関なので、やはり幅広くキャッチしてしまうことのデメリットもかなりあるというふうに考えた。そのように検討して、そぐわないという結論になった。

○池宗オンブズパーソン さらに、子ども自身が発言できる形について。本当に今の子どもってどうなのかな、子どもからの相談って実際にはどうなのか、先ほど説明した人権尊重教育研究校で、小学校1年生から6年生までの子どもたち全員に、紙ベースで私たちに相談できるかと、相談カードを作って配って実際にやった。そうしたら、できる。やはりきちんと相談できるシステムをつくれれば、できるということはそこで理解したが、結構来るので、ちょっと対応が難しいというのはそこで得た。

もう1点、これは劇的に増えるというわけではないが、比較的事案の対応をすごく丁寧にやっている。私たちは川崎市の子どもの人権を守っていく最後の砦という思いでやっていて、うちに断られたら、ほかの相談に行くところがなくなってしまうわけだから、常に絶対に権利侵害を見落としてはならない。子どものSOSを一行からくみ取る難しさというのは、本当におっしゃるとおりで、どうあっても私たちは人権侵害が行われるのを見落としてはいけないという思いでやっているの、一度記録の総ざらいをした。過去の記録を総ざらいし、そこから権利侵害の見落としがないのか、あろうが、なかろうが、いずれにしろ、対応はそれで適切だったのかというのを行い、オンブズパーソンが実際に子ども役になって電話に出てやるような研修もしたところ、割と丁寧に対応するようになった結果、

何が変わったかという、うちを利用した子が再度利用してくれる。小学校で利用した子が、高校生になって電話してくれるという現象が起きている。事案の丁寧な対応も利用率向上につながる。それから、これまであまり関わってこなかった機関が救済活動を行っている。具体的にいうと、県立高校。川崎市の所管であれば、割と調査に応じてくれるが、そもそも市の機関でないと、調査に応じてもらうのは難しかったところ、県立高校、私立の学校、幼稚園、神奈川県西の果てに川崎市の子どもがいるとなれば、そこに赴いて、実際に救済活動している。

これによって何が起きているかという、逆にその子どもの居場所の機関なり、学校なりが川崎市にはこういう場所があるから利用したらどうか、うちのことを紹介してくれるようなことも複数件あるので、丁寧な関わりがここでも重要だと思っている。あとは今年度、意見表明したということは御存じいただいておりますでしょうか。今年度は意見表明させていただいた。私たちオンブズパーソンの個別救済だけやっていけばいいのではなく、制度改善も当然視野に入れて動かなければならないということで、今年度5月に出させていただいた。そのことが、一般紙の川崎版にも載り、かながわ新聞にも載っていて、これによって多くの人の目に触れることにもなると思う。

もう1点、これは相談件数とは直接つながらないが、困難な状況下にある子どもたちの話が答申の中で触れられていたので、紹介させていただければと思う。社会的養護下にある子どもたちについて、2022年法改正されて、意見表明等措置ということが法定化された。あのときに法改正されているのは、ほかに2件あって、意見表明支援員のアドボケイトの話と、子どもの権利擁護・子どもが意見表明できる環境整備ということで、環境整備を行政が責任を持ってやりなさいということも法改正されていて、令和6年4月1日施行を見越して活動しており、令和3年4月からその関係者と会議を持って、まず施設の子どもについては、これまで権利ノートに付随する手紙を、子どもがとても分かりやすい形にして書きやすくしている、それをやっているのは川崎だけだと思っている、県とか、横浜市はそうなのではない。

もう1点は、令和4年改正された児童福祉法で、社会的養護下で意見表明できる環境を整えるということで、一時保護所にいる子たちの声をピックアップする方向で、権利カードというのを作って、運用も始まっている。最初は、令和3年度に保護所から権利カードを使って、子どもからのSOSが来ていて、実はほぼ同じものを使っている。これを保護所にいる子どもたちに渡していて、保護所なので、子どもがくるのが難しいので、私たちが出向いていく形で、子どもの声をキャッチアップしている。当時、令和3年はコロナ禍だったので、Zoomを使って面談を行っていた。

さらに、この法改正に伴って内閣府令が出ていて、これは一時保護施設の設置及び運営に関する基準で、国が一定の基準を出していて、これは各自治体に条例化せよというのが出ている。現在、川崎市もパブコメに出していて、条例化を試みているが、オンブズパーソンとしてこれに関われることがあるのではということで、現在進行形で動いているので、中身の御説明は難しいが、そういった活動を通じて、幅広く意見等が出てくるような形の活動をさせていただいている。

意見表明支援事業・アドボケイトの話については、これは人権オンブズパーソンの、子どもの権利に関するとても重要なことだと思っているので、早い段階から改正法とともに、

うちの局長も含めて、関係者会議を開いてどのように進めていくか大枠をつくるなどの活動もしている。ここまでの活動は、多分御存じないと思い併せて御紹介をさせていただいた。

最後に、専門調査員の処遇等について、御意見としては確かにそういった部分もあると思うが、それがうちの専門調査員と合うのかという検討は必要なのかと思う。

○新沼担当課長 専門調査員の採用等について、対話調査の時、採用は大変じゃないかと言われたときに、確かに大変ですということは答えている。これは専門調査員だけでなく、川崎市の一般職の社会福祉職等などでも、採用は大変だと思う。それ以上は話が進まなかったなので、その上では説明ができなかったが、もっと深い議論にまで進んでいけば、いろんな話ができたとと思うが、その段階では採用が大変だという話はした。

今回、いろいろ分析していただいているので、これはそのまま使っていただいても、いいのかと思う。

広報について、対話調査では質問が無かったので、答えられなかったところもある。広報も教育委員会と一緒にやって、GIGA端末に、「相談したいとき」と入れて、一般的な子ども、オンブズパーソンの動きとかを見え、相談しやすいようにし、ホームページに飛ぶようなこともやっているので、広報は全然やっていないわけではなく、子どもの権利行動計画の自己評価に対してはこういう答え方をしている。

○加藤副委員長 ヒアリングを御担当いただいた委員からなにかあれば。

○畑委員 まず、SNSに関する検討で、令和5年4月の研修を受けて、その後、何か会議を行ったのか。どなたが参加されたのか。

○池宗オンブズパーソン その場で会議をした。パーソン、専門調査員2名、事務局1名。

○畑委員 その会議で、LINEが難しいというのはどういう理由だったのか。

○和田専門調査員 LINE相談についてどういうイメージをされているか分からないが、メリット、デメリットがある。メリットは、本当にアクセシビリティがいいし、今の子どもにとって当たり前のツールであることも明白で、相談のハードルが下がるし、SNSでしかつながらない子どももいるというのは、重々分かっている。デメリットは、受け手側の教育がかなり必要だということと、LINEで得られる情報量が少なく、少ない場合には発信できる情報量も少ない中で、我々に高度な知識と技能が求められるというものもある。この研修を受けた当時は未知の世界で、世間的にもSNSの相談が、試験的には行われていたころだと思う。平均して相談時間は1人60分から90分かかるが、子どものことなので、生活上、中断してしまう。お風呂に入ったり、御飯を食べることもあるし、親が来てしまうこともあるが、その状況がこちらには分からないまま中断してしまうデメリットがあるということ。なので、すごく幅広い相談が来る割には、人権侵害があつて、救済に結びつけなければいけないということを、電話でしたら、上手に質問を投げかけて、それを聞き取るということが多いが、LINE質問までするレベルに到達するには、相当お金と専門的な知識を持った人間を養成していかなければいけないという、難しさがあると感じている。

○加藤副委員長 LINE相談なりの導入を検討するに当たっては、ほかの事例を研修をとおして検討し、今の段階では、メリット、デメリットを判断すると、体制的にも導入は難しいという結論に至ったということか。

○和田専門調査員 そういうこと。

○畑委員 幅広くキャッチするデメリットというところがよく分からなかったがどのような趣旨か。

○和田専門調査員 相談のレベルが高いとか低いとか、そういうことではないが、今私たち専門調査員4名で、例えば本当にもう寂しいからとか、暇だからとか、大人のLINE相談にもあるでしょうし、子どものLINE相談にもいろいろ発生するということで、かなり相談体制を整備しないと実現は難しいということが結論として得られた。

○畑委員 幅広くキャッチするというのは、電話でも同じなのかなと思うが、そこは違うということか。

○和田専門調査員 電話はやっぱりすぐに対応できる。電話での質疑応答というのは私たちの技能があると思っていて、聞き出せる。

○池宗オンブズパーソン 議論の中身をこの会議でお話することは、趣旨と違うと思っている。どんな形でやったということの質問なら答えられると思う。

○畑委員 検討の中身がいまいちわからなかったので、改めてお聞きしたが、幅広くキャッチするデメリットがあるからされないというところが、それは電話と何が違うのかという意味ですが、もし時間がなければまた改めてお答えいただければと思う。

○和田専門調査員 今日はお時間の関係で、申し訳ない。語り出すと、何時間もかかってしまう。

○加藤副委員長 あと特に確認したい点があれば。

○畑委員 これは改めて文書で、いただけるという御趣旨でよいか。

○池宗オンブズパーソン その予定はない。

○加藤副委員長 そこまで決めてはいない。ここに来ていろいろ話を伺う段階まで。

○畑委員 時間が短い中で、池宗オンブズパーソンにたくさん説明いただいたところなので、我々も全て受け止め切れしていないところもあるかと思う。もちろん録音等記録は確認するが、文書でいただけたらと要望として1つお伝えしておく。GIGA端末からの相談というのは、実際にはGIGA端末を通してテキストで来たものに対して、そこからテキストでやり取りをしたという趣旨なのか。そこから電話につなげたのか、テキストで終了したのか。

○池宗オンブズパーソン いろんなパターンがある。できるだけ、電話をつなげようとはしている。ただ、つなぎづらいというのが現実問題としてある。

○加藤副委員長 来たものに関しては無視できないので、何らかの対応はしたということか。

○池宗オンブズパーソン 返事ときは、GIGA端末で来るやつは当然電話番号が書いていない。だから、電話で返すことができないものについてはテキストで返すしかないので、テキストで返している。

○畑委員 その点の検討状況はいかがか。GIGA端末からの相談というところをもう少し。

○池宗オンブズパーソン それは今、現在進行形の状況で、今年来始めている状況なので、そこに対して課題はあるのは、この場では言えないが、課題は認識しており要検討事項だと。

○畑委員 先日の対話で、メール等の相談も書いてあるけれども、やり方を行わないとか、LINEで本当の悩みが聞けるのかというものは、これは御意見として受け取ってよいのか。撤回されるのかどうか。

○池宗オンブズパーソン おっしゃったのであれば。ただ、結論しか言っていないくて、何でこういうことが起こるかという、やはりうちの組織としての組織としての課題がある、問題提起があるのは承知しているつもりで、そこについては課題というのがあり、結論しか伝わらない。だから、LINEでやるのは難しいという結論になってしまって、そこに経緯があるが、何でそれが伝わらないかという、この間の事務局の人事がどんどん替わっている。5年間で毎年事務局が違う。それは今いる事務局の問題ではなく、多分人事の問題なのかなと思っている。そうなったときに、なかなか伝わっていかない。どういう検討があって、どういうふうになっていくか、なかなか検討としてつながっていかないというのは、うちの課題かなと思っている。あとは、当然皆さん、個人的な長所、短所というのがあるので、その辺はあるのかもしれないが、うちの課題としては、そのあたりのことが問題だと思っている。撤回するかどうかはどうするか。

○新沼担当課長 そのままでいい。

○池宗オンブズパーソン 結論としてはそう。そこに至る過程の話がない。

○畑委員 「LINEで解決するなら本当いいですけどね。そのぐらいで済むなら、本当に悩んでいるのかわかんないですけど」というところで、さっき言ったデメリット云々以前の問題の意思が見え隠れしているのかなというふうに思っています。特にこれは今の御意見として撤回されないということであれば。

結局相談件数について、2018年の上昇を含めた分析についてお出しいただくのは難しいのか。

○新沼担当課長 これにつきましては、事務局に、そのときの報告書の写しを送っただけだが、古い話ですので、いろいろ見たが、どうしても原因が見つからない。報告書しかありませんので、それはちょっと難しかった。

○畑委員 分かりました。

○霜倉委員 子ども教室に関しては、うちの施設もよく来ていただいて、今年も先月来ていただいて、前年も来てもらって、非常に有効な手段だと思っている。昨年は、子ども教室が終わって、その場で2人ぐらい相談に行っている。また、学校・施設や先ほど居場所という話もあったが、現実、この人員でどこまでできるのか。市内の学校がこれだけあって、実際におおよそでいいが、年間で何%ぐらいの児童生徒に行えているのか。

○新沼担当課長 中学校は52校のうち4校、小学校は114校のうち8校で実施している。それを順番にやっている。本来は全部の学校でやれるのが理想だと思うが、学校は授業で忙しいので、それはできなくて、順番にやってもらっているという形。パーセントは、生徒の数が学校ごとに違うので今出せない。

○霜倉委員 それだけの子を今の限られた人員でという実態を考えると、多分中学校の3年間でうちの学校には来ないよという生徒がいると思う。顔の見える関係、これはすごく大事なところだと思うので、そこも検討課題としていただきたい。それが、人材のところにもつながってくると思う。人事のというお話もあったが、それを顔の見える関係の中でどれだけ子どもたちに伝えるかという、その作業を考えると、人事についてもう少し、我々も提言としていきたいと思った。

○加藤副委員長 アウトリーチの有効性というのは相当お感じになっていて、でも、どれだけアウトリーチに行けるのかというのは体制の問題があると思う。

○霜倉委員 だから、労働条件とか、それ以前に組織として人をどれだけつけるかということで、非常勤なのか正職員なのか、その体制作りを提言として考えたい。

○加藤副委員長 それはこちらで提言をすれば、オンブズパーソン事務局にとってもいい条件といったところが取り上げてやっていけるといい。

○霜倉委員 川崎が取り組んでいる権利ノートの話も出たが、これは神奈川県で5県市で合同検討していて、川崎が先行して出した。やはりそういう意識も高いと思う。今回事務局が移転した話を聞いた。これは入所の際に配って、その後、児童相談所のケースワーカーとか、福祉司、心理士があまり継続的にやっていないのが実情。せっかく移転したという機会だから、児童相談所にも働きかけてもらい、担当の子どもに、オンブズパーソンの事務局が移転したよ、これをきっかけに、子どもにまた広報するというものをしてもらいたい。実は移転した話を聞いて、すぐ児童相談所や、本庁とかに対応を聞いた。「住所等変わったが、届けて大丈夫です」という返事だった。確かにそうだろうが、これはいい機会だから、そこでまた子どもたちに宣伝するきっかけとなると思うので、そこもぜひ児童相談所とか、本庁の担当所管にも伝えていただければと思う。

○池宗オンブズパーソン 霜倉委員がおっしゃるとおりで、これは1回使ったら、補充がされないとか、いろんな課題があると思う。これはちょっと所管が違うので、声をかけてくださったときに、うちのほうから児相に一括で出してくださいと声をかけている。あとは人員の問題との関係もあり、150万人都市で子どもも20万人以上いて、全然回らない状況なので、人員のことについては、同じ思いでいる。

あとは住所が変わったことで、印刷物も新しくなる。

○新沼担当課長 こちらのほうはお願いしており、3月までに新しい住所で手紙を印刷して配布することになっている。旧住所のものも、当然郵便局に届けていて、届くものはしっかり届いている。

○鈴木委員長 確認したい。委員会が最後まとめて出すときに、前に対話したときのものを基にしてというだけじゃなくて、今日のも対話で、齟齬がある点、誤解があることに対して今回開いているので、ここはちょっとすれ違いがあったと思っている部分があれば、説明を出してくれたら、こちらでも検討しやすい。こちらは指摘しているもので、誤解があったら、訂正はするし、食い違いがあるのであれば、そこを出してもらえばよりいいと思う。新しい文書をつくってくださいという意味ではなく、畑委員が言ったのはそういう意味かと思う。ここで十分であれば、それでいいが、十分時間がなくて、その部分と言えなかったという部分があれば出してもらえば、よりよい提案になると思う。霜倉委員が言ったようなところも含めて。多分、思いは一緒だと思う。子どもたちのより良い環境をどうつくるかという意味では同じで、十分やっていますよということのなかには、僕らが知らないことを今日教えてくれたのかなと思う。そこを補充等あればいただければと思う。これで十分ですということであれば、そのままになる。

では、これで終わらせていただく、ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、教育委員会事務局教育政策室との対話を開始させていただきたい。

○金子委員 幾つか質問をお送りさせていただいた。そちらの御意見のほうと、私どもの質問についても、お答えいただけたらと思う。

○安齋担当課長 いただいていた質問等について、私のほうと、もう一つ多文化共生教育担当のところで、それぞれに回答させていただければ思う。

最初に、共生＊共育プログラムの件について、6回の実施に当たってエクササイズの内容はどのようなプロセスを経て決めているかについてですが、実はかわさき共生＊共育プログラムは、効果測定アンケートと、エクササイズの7時間というものの2つで構成されている。子どもの実態を把握するために、効果測定を取りまして、その実態に合わせてエクササイズを実施する。そのエクササイズが実際どう効果があったのかをはかるために、またアンケートを取るという形で、往還しながら取り組んでいる。

6・7時間では少ないのかというところにも重なってくるが、そのエクササイズを決めるに当たり、基本的に系統も考慮し、目の前の子どもたちが、実際に課題になっていた、必要だと思う力を、クラスに合わせて実施していく形で決めていく。

○金子委員 決めているのはどなたになるのか。

○安齋担当課長 エクササイズ集という冊子があるが、それを見ながら、各クラスの先生、学年で話し合うこともあり、それで決めている。これだけ今エクササイズはたくさんあるので、先ほど言った効果測定アンケートを取って、このクラスにはもう少し言語的な解決スキルを育てたいなというときには、それに合ったエクササイズをこの中から選んで実施するという形になっている。

○金子委員 エクササイズ集というのは、各先生方が1冊お持ちなのか。

○安齋担当課長 そうです。今、デジタルにもなっているが、基本的には先生方が皆さんお手元に持っている。

○米倉担当課長 エクササイズ集の中にもあるが、子どもの権利条約に書かれている7つの権利の中から、あなたにとって大事な権利は何ですかという授業を多くの学校でやっていた。11月の子ども権利週間に、必ずどこのクラスでも人権に関わる学習を行う。そのときに、共生＊共育プログラムのエクササイズ集の中で、目次を見ると、「人権学習にかかわる学習」とあり、そこから選んで実施できる。

それから、私どもの部署で、子どもの権利学習資料を各学校に配付している。今は、実はデジタルになっている。小学生は低・中高学年に分かれていて、それから中高生の資料になっており、それぞれの発達段階で使っていただく資料がある。こちらは権利学習の検討委員会で、毎年検討を行い、ブラッシュアップしている。この中で、取り扱うのが、どの権利が大事ですかというところがある。低学年のお子さんは、権利条約と言われるとなかなか難しいところがあるので、例えば生活の場面の絵を見せて、この中で権利が守られているのはどれか、良いお顔しているかなとか、友達とここで何かあったのかなとか、そういうやりとりをしながら、うれしいときってどんなときとか、自分が大切にされているのが分かるときってどんなときとか、というようなことも話し合いながらやっていく。1、2年生にどの権利が多いかというのをはかるのは難しいが、中学年以上になると、それぞれの権利について、言葉で伝わるので、データが少しずれているものもあるが、実態・意識調査でのデータで、ありのままでいる権利、それから安心して生きる権利というのを選ぶ傾向が中学年や中高生も多いと思う。

もう一つ、私どもは派遣事業を幾つか行っており、一つ一つ全部説明できないが、その中に授業プログラムというものがある。それはまさに子どもの権利条約を学ぶ学習。権利

条例がつくられたときの指導主事だった先生が、今サポートセンターにいらっしゃるので、その先生が直接お伺いして、そのときのお話をされて、かつそこで、子どもたちが大事な権利について話し合うという授業をやる。そのときも、大事に思う権利の話が行われている。ありのままの自分である権利が多いと思う。昨今はこども家庭庁の影響もあるかもしれないが、自分で決める権利が大事だと答えるお子さんも随分増えてきたなという印象がある。

○金子委員 大事に思う権利について、実態・意識調査ではどうだったか。

○加藤副委員長 大人の考える大事だと思う権利と、子どもが考える大事だと思う権利に少し違いが見られたというような評価だったかと思う。

○安斎担当課長 かわさき共生＊共育プログラムの効果測定アンケートの結果から、どのような現状と課題が見られるかについて、平成22年度から実施しているが、効果測定アンケートを実施する中で、信頼感ですとか、スキルについては、数値が高くなっているので、積み重ねて取り組んできたことによって、子どもたちの力はついているのではないかということが見えている。さらに課題にもつながるが、やはり児童生徒の抑うつ傾向に関しては、今までの効果測定アンケートで、そのような項目がなかった。非常に不安定な社会状況の中で、子どもたちがどのような抑うつ傾向を抱えているのか、把握が必要なのというところから、2年前からそのような項目を追加した。そうすると、今までは、スキルもあり、信頼感も高いので、どちらかという、安定してクラスの中で学級生活を送れているのかなというふうに思っていたお子さんの中にも、実は抑うつ傾向を抱えているというようなことも分かったりしていて、より詳細に子どもたちの実態を把握することができるようになってきている。そういった改良などもしているが、やはり一人一人の子どもたちに寄り添っていくことが必要だと思っておりますので、そういったものをどういうふうに具体的に活用していくかということが今後の課題として取り組みたいと思っている。

続けて、この共生＊共育プログラムが社会性や集団の望ましい人間関係づくりを目指すことを目的に実施することについて、近年のコロナなどの状況があったが、やはり予測困難な社会において、社会的に自立していくということがとても大事だと考えている。社会的自立という中には、自分一人で何でもやろうということではなく、自分の考えを上手に相手に伝えて、そして相手もいいし、自分もいいというコミュニケーションを取りながら、誰一人取り残さない、誰とでも認め合いながら、いわゆる共生社会というのをつくっていくためには、こういったスキルを学んだり、実際にそういうことを体験するというかわさき共生＊共育プログラムのような時間が非常に大事になってくると思っている。

○金子委員 現場の先生方は共生＊共育プログラムに関してどのようなお声があるのか。実施してみて子どもたちの反応等、もちろんそれぞれのクラスによって変えていらっしゃるので、それぞれだと思うが。

○安斎担当課長 全国的に見ても、このようにきちっとコミュニケーションスキルとかを学ぶ時間として確保されていることが、ほかの自治体を見てもなかなかない。プログラムは持っているけれども、年間6時間から7時間、教育課程に位置づいているというところはなく、よく他の自治体の先生方から、川崎市はコミュニケーションスキルを学んだり体験する時間があるのは羨ましいと言われることもある。実際にやっている先生方からも、こういう時間がきちんと川崎には位置づけられていて、もちろん授業は大事だが、こうい

うふうな共生*共育というような考え方がしっかり根づいている、人権尊重を基盤とした教育活動を展開していくことが大事だということで、こういった時間があるというのは非常にありがたいと思う。先生方は忙しく、ほかの授業もたくさんあるが、その中でも、この時間をしっかり取っていくということが続いているということが大変素晴らしいことだと思うし、先生方もそこについては意識をしてくださっていると感じている。

○加藤副委員長 権利学習資料を、以前コピーを頂いていたことがあるが、先ほどのかわさき共生*共育プログラムというものの教材、その副教材みたいな形で管理をされているのか。

○米倉担当課長 これは別物で、権利学習資料の方が10年ぐらい早くできている。ただ、目指すものは同じなので、実際に先生方に取り組んでいただくときに、この共生プログラム、権利学習のプログラム、と分けて考えていないと思う。やりやすいほうをうまく使っていると思う。また、権利学習の中で取り組むことが、共生*共育プログラムのエクササイズに含まれている部分があるので、やっていることは同じだけれども、共生*共育プログラムのエクササイズを使ったり、権利学習の冊子を使ったりしていると思う。

○加藤副委員長 今は、その教材を作られた川崎市の子どもの権利条例を作られた当事者である先生が、スタッフの中に加わって、各学校を回っておられる。

○米倉担当課長 そうです。派遣事業をお申込みいただいた学校に関しては、授業づくりから先生に入らせていただいている。我々も入る。そこから授業を考えて実践いただくというようなことを始めている。

○安斎担当課長 続けて、「夢みる小学校」について、個人的な感想になるが、これからの学校は大事になってくるのではないかなと思う。やはりありのままの自分を受け入れてもらったり、自分の学びたいことを自分が主体となって学んでいくということも、とても大事にしていくのではないかなというふうに思っている。私自身は共感する部分もあった。それをすぐに、今、川崎の小学校でやれるかという、それはすべて取り入れられるわけではないと難しさもあると感じた。質問した理由を教えてくださいましたら嬉しい。

○金子委員 あの映画は、子どもありのままを大事している学校だと思う。集団で共生して生きるというのはすごく大事なことはあるが、ともすると運営しやすい学級・教室とか、どうしても先生方も大変な中で、集団で動かなければいけないようなことがたくさんあると思う。そういうところをできるだけ自由に、子どもたちの主体性を生かしたクラス運営をされていいと感じた。そういったところと、この共生*共育プログラムに接点など感じるものがあればという思いでお聞きした。

○安斎担当課長 今、教師主導型の授業のよさもあるけれども、そうではない子どもを主体にしていく、子ども主語での授業づくりということも、今転換期だと思う。それで、かわさき共生*共育プログラムで集団づくりと言っているが、やはり集団の中でこそ学べることもある。その集団の中でこそ学べるといったときに、その集団が豊かであって、多様性が認め合っている、みんなの心理的安全性が保たれているというような集団でなければ、より個が生きる集団共生というふうにならないと思うので、私たちが目指している共生というのが、管理型で何か集団として同調圧力で固めようというような集団を目指しているのではなく、今言ったような意味で、よりよい集団をつくるための共生*共育プログラムというふうになっている。日本はそういう管理型だと言われるが、そこら辺は大分大きく

変わっていると思うし、そういった意味でも共生＊共育プログラムが川崎市にあるということは、先生方にとって宝だと思っている。

○米倉担当課長 続いて、子どもの権利条例に関しての学習を、現状どう実施しているかについてだが、実際に学校でやっていただくには計画も大事なので、計画の部分について先にお話をさせていただく。各学校には必ず人権尊重共育担当の先生がいる。その先生方に対して、我々は年に4回研修会を行っている。その際に、伝達・講習的なこともするが、お願いすることとして、各学校必ず人権尊重共育の年間計画を立てること。いつの時期にどういう学習をするのか、どういうことを学ぶのか計画を立てるように伝えている。そして、実施したことは年が終わったら報告して欲しいとお願いしており、全ての学校から報告をいただいている。もちろん教育課程はそれぞれの学校でつくるものなので、時期が全く同じだったり、扱う題材が違ったり、様々なものがあるが、必ず人権に関わる部分というのは学習しているということは、前提として挙げられる。実態に関しては、先ほど申し上げたが、報告書で把握はしているが、おおむね、11月の権利週間のときに、保護者の方も来ていただいて、人権に関わる授業をやられることが多い。授業参観を兼ねていることが11月は多いので、そこでその共生＊共育プログラムの人権に関わる授業をやっているケースというのは非常に多いし、私も自分の子どもの授業参観行ったときに、その週間に共生＊共育プログラムをやっているのを見た。そういうケースは多いと思っている。

ただ、11月だけしか人権授業はしないかという、そういうことでは全くなくて、先ほど少しお話しした権利学者派遣事業が3種類あり、1つはCAPプログラム、もう一つは、性的マイノリティーのお子さんの問題が最近多いので、その性的マイノリティーのお子さんがいらっしゃるということを前提に、それぞれのお子さんがそれぞれ自分らしく生きるためにはどういうふうなことを考えていけばいいのかというのを、当事者の方を招いて、子どもたちに講演をしていただいて、子どもたちはその多様性をそこで学ぶというプログラムをやっている。センシティブな部分があるので、必ずその授業をやるときは、その前に先生方だけに研修会を行って、当日に挑むと、これは実はCAPプログラムと同じシステムになる。あとは先ほど申し上げた授業プログラム、子どもの権利条例を学ぶ授業の3つを我々の派遣事業として、全ての学校ではないが、希望する学校に対応している状況。

続いて、子どもの権利条例11条の「ありのままでいられる」ということについてどう考え、学校の中でどう具体化しようとしているのかについて、先ほど話した派遣事業の中にある性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、それぞれ自分たちがありのままで生きていくことが大事で、多様性を認めることが大事だという授業をやっているが、その授業をすると、まさにそのありのままでいるということに関して、また多様性を認めるということに対して、相対的に見て、子どもは大きな気づきを得る場面が多いと思っている。ただ、これも全ての学校でできているわけではないが、そういう場面が1つの表れかなと思っている。一般的な言い方をさせていただければ、学校は様々な子どもたちが生活する場なので、一人一人がちゃんと個性を発揮して、違いがちゃんと認められるようなクラスであり、学校であるということが大事だということが、普段の授業の中でも、学校の全ての活動の中でも、人権尊重を基盤にして、学校活動をやってくださいという我々の願いもあるので、それは研修会等で先生方には常々お伝えをさせていただいている。

あと、先ほどの「どの権利が大事ですか」という話、最初の質問だったと思うが、先ほ

ども話したが、ありのままでいる権利を選ぶ子どもが多い。そこでやはり自分の意見を持っただけではなくて、友達同士で話し合っ、自分の権利も大事だけれども、友達の権利も大事だよね。ただ、自分の権利を守ろうとすると、こっちの権利を侵害する状況にならないだろうかというようなことが話し合いの中で自然と生まれてくる。そこをどっちの権利も大事だよね。お互いのことを理解していくことが大事、お互いの権利を理解することが大事だ、というような授業をこの権利学習の「どの権利が大事ですか」というプログラムの中で、そういう見解が多い。

○事務局 続いて、共生・共育の「共」は、子と子、子ども集団を1つにまとめようという意識を感じる。ありのままとは対極なのではないか。という質問に対して何かお答えができるものがあればお願いしたい。

○安斎担当課長 先ほど話したように、管理で一定の同調圧力でというものではないということではぜひ御理解いただければと思う。この共生、共育の共というのは、もちろん子どもと子どもというのものもあるが、子どもと教師も共に一緒に育っていく、生きていくというところをタイトルにしている。そういう意識で、必ずしも教師が主導してグループをつくるというようなことではない。また、教員の研修の中でも、効果測定の中には、やはり支援が必要なお子さんというのが出てくる。そういうようなお子さんの苦手な部分を、その周りの集団の子どもたちがどう認めたり、受け止めたりするかによってその子の過ごしやすさ、生き方って変わってくると思う。なので、例えば支援が必要な子にだけ支援をするということではなく、その子がそのクラスの中で生きやすいように、周りがどうしたらいいのということを先生方も考えながら、集団づくりをしてください。ということは伝えているので、1つにまとめようというような、ありのままとは対極にあるというふうには受け止めないでいただければと思う。

○鈴木委員長 今のまさにインクルーシブ教育の推進をどう想定していることとリンクすると思うが、川崎がやろうとしていることで、国や、県が想定している形と違うのか。例えば学級編制についても、35人学級の話がよくあるし、支援教師についてや、アシスタントを増やしていくなど、それに対して独自で何か取り組んでいることあるのか。

○安斎担当課長 支援教育コーディネーターが全校に配置されている。そこはやはり一人一人をしっかりとサポートしていくという意味でも大事にしている。

○鈴木委員長 他の自治体と比べて、全校に配置しているということは進んでいるということか。

○安斎担当課長 そうです。全市的に支援教育コーディネーターを配置するということを決めて、人的措置を行っている。

○鈴木委員長 その人たちの資格はどうなっているのか。

○安斎担当課長 支援教育コーディネーターは教員資格。

○米倉担当課長 限定した話になるが、子どもの権利には個別の必要に応じて支援を受ける権利があり、川崎には外国につながるお子さんが非常に多い。日本語指導を行わないと、学校生活を送ることが困難なお子さんがたくさんいる。そういうお子さんに対して、日本語指導を配置している。これは文科省の特別な教育課程として動き出している部分もあるが、国際教室といって、日本語指導を受ける教室を1つ設置するのに国の基準だと子どもが18人いないと設置できないが、川崎市は独自予算で5人いれば国際教室を配置できるよ

うにしている。さらに、5人以下の学校はできないのかということ、そうではなく、4人以下の学校に関しては巡回の非常勤講師を派遣して、日本語指導を担当していただいている。それは国際教室の教員にしても、巡回指導の非常勤にしても、学校における教員が、要は外国語が話せなくても、お子さんを指導する教員がやっているが、それだとお話ができないお子さんにとってはなかなか厳しい場面も多いので、そのお子さんの母語支援ができる講師を委託事業で業者をお願いして派遣していただいている。それは年間100時間ほど。100時間というと、大体週に2回ぐらい、1～2時間やってもらって、7か月から8か月ぐらい実施している。7か月から8か月ぐらいは、日本語が全く分からなくても、母語を話せる方が来てくれて、日本語を教えてくれる。さらに、5人以上いれば国際教室があつて、5人以下でも順番に非常勤さんがやってきて、その子たちを見てくれている。

当然クラスにおいても、今もう本当に外国につながるお子さんがいるのは当たり前の状況になっているので、その状況というのも、やはり相互理解ということに対しては非常に重要ですし、多文化共生という意味からもありのままでいられるという部分にもつながっていく。そこはある意味、川崎の非常に自慢できるところかなと思う。これも各自治体から非常に羨ましがられるところ。

○霜倉委員 今のお話は、基本的には国の基準があるが、川崎は国の基準にさらに増員しているということだと思うが、市の基準というのは何か要綱みたいなものがあるのか。

○米倉担当課長 要綱といいますか、そういう取組を行っているということ。我々が持っている事業の中で行っている。もちろんそれに予算をつけているということ。

○霜倉委員 国の基準と川崎の配置基準を、要綱など文書でつくっておかないと、今年は予算をつけないとかなるのではないか。

○米倉担当課長 すみません。それについては、私どもの部署では分からない。我々は、配置されている先生方のスキルアップであるとか、母語支援をされている方の状況であるとかを調整する部署で、この事業は令和2年からは動き始めている。

○鈴木委員長 必ずそういう文書があると思う。文書がないと、霜倉委員が言ったようになってしまう。もし分かれば今後教えてほしい。

あとは、まさにありのままでという状態にどう取り組んでいくかということで、熱心に行われているというのは前提にした上で、僕らの今回のテーマというのは、相談というところはどうつなげるかといった場合、外国籍だったりとか、障害を持っていたりとか、学校の中でそういう様々な背景を持っている子たちがいる。その子たちがちゃんと相談に結びつけられるのかということと、巡回したり、多く配置されている教員が見るというだけじゃなく、さらに一歩先に行くとすれば、そういう相談が埋まっている状態をピックアップしてつなげるということまでのスキルアップとかいうもので目指していただけると、まさに最先端というか、日本の中で本当に安全安心な子どもたちというのが、川崎でありのままにいて、困ることはないというふうになればいいなと思って、聞いていた。課題としてという意味ではないが。

○畑委員 共生*共育プログラムで、少しプログラム内容を見せてもらったところ、例えば断り方を学ぶとか、どのようにしたら傷つけないかとか、様々あると思うが、人権のぶつかった場合どのように調整するかというところを考えて一緒に学んでいきたいと思いますところもあるとのことだったと思う。一例だが、断り方を学ぶにしても、ある種顔色を

うかがうと言ったら語弊があるかもしれないが、どうにか集団になじめるようなコミュニケーションをすることでしか、もしかしたら自分はこの場にいられないんだというような逆説的なメッセージを発する危険性もあるのではないかなと思った。何が言いたいかというと、そういったことがそもそもなじまない、そういったコミュニケーション方法、ある意味リスクとされるコミュニケーション方法は、自分の性格、傾向も踏まえてなじまないというお子さんがいるときに、こういった授業がある時に、この授業自体は、私、特に問題があるとは思っていないが、他方でそういったものがされたときに、こういったコミュニケーションを取らないと、「チクチク言葉はいけないよ」なども含めて、やらないと、自分はこの場にはいけないんだというようなメッセージのように取られかねないという懸念をどのように考えていらっしゃるのかなと思った。もちろんそういうメッセージを発しないという趣旨なのは分かっている。

先ほどの権利の衝突の場合、調整原理だということろを学ぶというのもある。もちろんそれは憲法学の公共の福祉の議論だと思う。人権同士が衝突した場合、どのように受け入れ、考えるか。それを社会的に、社会人として行うのはもちろんいいと思うが、他方でそれをそのまま子どもにスライドして持ってくるというのが果たして適切かどうか。問題意識として、要は、たとえ権利がぶつかって、自分の行っている権利主張というものが、もしかしたら他の子の人権を制約するものであって、それは許されないと決められたからといって、それも含めて受け止めてくれる素地というのも本来必要とされるべきだと思う。特に子どもの段階では、抽象的で申し訳ないが、そういう点はどのように考えていらっしゃるのかな。

○米倉担当課長 おっしゃるとおりだと思う。マニュアル化して、このように解決すればいいというのではなく、子どもたちの人間関係の中で見つけていくものだと思う。色々なケースがあると思う。学校生活の中、子どもたちの生活では。例えば休み時間の遊び方でうまくいかなかった場合、考え方を考えるのではなくて、遊び方を工夫しようというふうな流れになる場合もあるし、それは子どもの社会の中でいろんな調整方法があると思うので、1つのマニュアルで、こういうときはこのように考え方を変えなさいというようなことをマニュアルに挙げるわけではないと思っている。

○安斎担当課長 かわさき共生*共育プログラムもやるときにルールがある。無理強いをしないというのがある。例えばエクササイズの中にもそもそも配慮ができない子もいる。先ほどの断り方とかについても、学ぶその場に一緒に参加するのも難しいというお子さんもいらしたりする。そういうときに決して無理強いしないというのがルールの中にある。でも、その場で見て学んでおいてほしいというところもあるので、エクササイズで実際に断り方をロールプレイでやるとかという具体の体験の中には入らないが、実際には見ていて、どのようなことを感じたか、後で教えてねというような形で伝えることもある。なので、本当にやり方は様々で、実際にエクササイズをやったときに、どう受け止められるかというのはもちろんあると思うが、先生方がいろいろなケースも考えた上で、その子に間違ったメッセージが届かないように、基本的にありのままでいいというところはあるつつ、そのスキルがなければその集団の中で生きていけないということではなくて、あなたが生きやすいようになるためには、この力がついていると、より自分の気持ちを出しやすくなるよねとか、こういうふうな言い方をすると相手は分かってくれるんだよねというような

ことが体験の中で学べるとか、みんながやり取りしている中で、見てとっていくことができるというようなことも大事にしているので、決して、そうじゃなければはじかれるとかではない。でも、おっしゃるように、本当にそういうメッセージになってしまったら、やっている意味がなくなってしまうと思うので、そのあたりは十分注意してエクササイズを行っていきたいと思う。

○畑委員 そういう子に対して個別のアプローチを取るなどは含まれているのか。

○安斎担当課長 エクササイズの中に記載することはないが、皆さんやっている。やはり一人一人に合ったアプローチになる。

○鈴木委員長 そのプログラムは通常の授業枠の中でやっているのか、例えば道德の授業等になるのか。

○安斎担当課長 川崎では、かわさき共生＊共育プログラムの時間というのを全く別で取っている。

○鈴木委員長 それは、教員が担当しているのか。

○安斎担当課長 はい、そうです。

○鈴木委員長 今、教員がどんどん減っていて、育てる人たちが大変な状況ですよね。

○安斎担当課長 そうですね。

○金子委員 共生＊共育プログラムの6時間が、少ないとは私は思っていない。本当にお忙しい中でそういう時間をつくっていらっしゃることはすごいと思っているし、先ほどのオンブズパーソンの方も子ども教室の時間も取るとすると、とても大変なのではと思う。一緒にやれないのかなとも思う。そのあたりはそれぞれでという感じか。

○米倉担当課長 もちろん連携はしているが、その時間を共生＊共育プログラムの時間に充てることは行っていない。

○霜倉委員 多分意味合いが違うと思う。子ども教室の場合は子どもに間近に伝えて、顔の見える関係とか、相談につなげたいということ。

○出口委員 クラス単位なのか全体的なのか。

○米倉担当課長 状況による。多くは体育館で大勢を対象に実施するが、学校からの要望でクラスごとの要望があれば、クラスごとにやっていたっているケースもある。クラスごとだととても大変ですが、それもパーソン側が丁寧に対応してくれているようだ。

○霜倉委員 施設でも年1回来て、それこそ幼児から高校生まで、みんな集めてやってもらうので、学校の教室のやり方とはちょっと違う。

○鈴木委員長 共生＊共育プログラムについては対象が、小・中学生になるのか。まさにインクルーシブ教育・保育とか自分の研究テーマでもあるが、そこにもつながったらいいいのではと思う。

○米倉担当課長 教育委員会は義務教育になる。高校も一部入っている。

○鈴木委員長 幼稚園も入るのか。

○安斎担当課長 小・中学校です。ただ、幼稚園からもこの取組をぜひ学ばせてほしいと、その手法について研修をさせていただくこともあるし、情報交換もしている。

○金子委員 幼稚園も入るといいと思う。

○鈴木委員 若いというか、そのときからつながっていく、引き続いているので、高校もあればとも思う。エクササイズ集を見せてもらったが、ああいう形で組まれていくといい

と感じた。自分を変えずにありのままで、自分が生きていく過程でずっとつながっていく、そういうものに関われるというのはすごく重要な話だと思う。

○霜倉委員 今日初めてこれだけ詳細に聞いて、これを全部教師が理解する、職員に周知徹底することはとても大変だと思う。教員の研修とか、プログラムをつくっていると思うが、実際の苦労や、教員に周知徹底する難しさとか、感じているところがあれば聞きたい。

○安斎担当課長 共生＊共育プログラムについては、平成22年度からやってきている。やはり形骸化しないように、「エクササイズやればいいでしょ」というような形じゃなくて、何のためにこれをやるのかというその意義とかをしっかりと伝えていかなきゃいけないというところには、やはり何年もやればやるほど難しさというのは実際ある。必ず採用前の研修でも、新しく先生になる人たちに向けて、これを体験してもらう機会をつくったり、各学校にかわさき共生＊共育プログラムの担当の先生がいるので、その先生が皆さんしっかりやってくださいとか、年間6時間計画してくださいとかいうことをその担当者を通じて各学校やっている。私たちは各学校に担当者を集めて研修を行って、なぜやるのかというのを大学の先生方などをお招きして研修をやるなど、様々取り組んでいる。難しさはあるが、やはり必要なことだと思っているので、しっかりと浸透するように工夫している。

○米倉担当課長 基本は同じ。必ず人権尊重教育の担当者が各校にいるので、その先生方に向けての研修は年4回、全般的なコミュニケーションレクチャーとして子どもの権利条例って知っていますかというところから始める。知っていますかといって、知らないと答えられると困るが、そこから始めて、専門家を招いた講演、そして3回目に授業研究を、人権尊重教育の研究推進校が必ず毎年あるので、研究推進校の小学校1校、中学校2校に授業をやっていただき、そのどこかの学校に必ず授業を見に行ってくださいと研修会に位置づけ、最後に1年間それぞれの学校の取組も代表校に発表していただいて、グループワークで共有している。それを担当者の先生がそれぞれの学校に広めてくださいねということをやっている。

課題とすると、担当の先生がどうやってそれぞれの学校に広めるかということになるが、GIGA端末が普及したおかげで、資料の共有が飛躍的にやりやすくなった。ここに全ての資料を入れておける。GIGA端末で、人権多文化共生教育というところに先生にしか見られないサイトを持っていて、そこに今日お話しした全ての資料も入っているので、例えば自分の学年で先ほどの性的マイノリティーの授業をやりたいと思ったときに、ここを確認すると、その資料が見られる。例えば中学校で拉致被害のことをやりたい場合は、拉致に関係する資料が入っていたりする。なので、GIGA端末が使えることを先生方にもお伝えしている。あと子どもたちが紙に書いていたが、今はGIGA端末のワークシートに打ち込むことができ、一瞬で子どもがクラスの全員の意見を共有できたり、先生方がグループ分けをしたりとか、そういうことも可能になっている。そういう意味でのICT活用という部分においては、非常に進んできている。そこに追いつけない先生方をつくらないように、その部分もちょっと頑張っていかなくてはと思う。それをフォローする部署があるので、そこと連携していく必要と思っている。

○出口委員 共生＊共育の担当の先生と、子ども権利の担当の先生が重なることはないのか。

○米倉担当課長 ないです。校務分掌で分かれていると思う。どっちもやるのは大変。

先生になる前の研修会の話があったが、私もその研修会では人権の話を必ずしている。川崎市の大きな特徴なので。

あとライフステージ研修、例えば初任者、1校異動して2校目の10年目ぐらいの方々の中堅研修とか、いろいろなライフステージに応じて、管理者も含めて、必修研修が割り当てられていて、その研修には必ず人権の時間を取っていただいている。また、その都度その都度説明をさせていただいているので、実は直接先生にお話をさせていただく機会はそれなりに持っていると思っている。あと、学校間でそれを共有することで、授業の中で活用していくという部分をもっと広げていかなくてはいけないので、我々もそういう周知に関しまして、より頑張っていかなくてはと思っている。

○金子委員 私は不登校のお子さんの親御さんのための活動をしているので、不登校について非常に関心があって、今回の答申もその部分を少し触れたいと思っている。先ほどお話しいただいた中で、お子さんたちの信頼感、スキルという部分が伸びてきているけれども、抑うつ傾向が見られるという話について、10月の末に、令和5年度の川崎市小中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果が発表されたが、設問が変わっていた。

「原因」ではなく、不登校児童生徒について「把握した事実」という設問になって、1位が「不安、抑うつの相談があった」というのだった。小学校600件、中学校774件。これが原因とは言っていないが、小学校、中学校でこんなにうつ傾向にある子どもが増えているということに対して、非常に問題だと思うが、そのことに対して、率直に何か思うところがあれば教えてほしい。

○安斎担当課長 今、教員も忙しいと御配慮いただいたが、子どもたちも見てみると、忙しいというか、様々なことで、なかなかありのままの自分でいられる時間や、空間というのは、なかなか難しい状況もあると思っている。そういう意味でも、抑うつ傾向がどうしても出てしまうところはあると思う。それをどのように、自分でストレスも含めて解消できるのかということも学ぶ必要があると思うし、誰かにそれを伝えて解消する方法も知る必要があると思う。そこについては、抑うつ傾向が高い理由というのは、分析をしているわけではないが、そういう状況に子どもたちが今あることに対して、我々がどういうふうに対応していくべきか、課題として位置づけたいと思っている。

○佐藤指導主事 効果測定アンケートに新しい項目が加わることによって、先生たち自身も子どもたちの見方がより幅が広がったという声が多くあった。やはり気になっている子は、抑うつがあるというところをつかむと、すぐ子どもたちに話を聞こうという行動に移すことができている様子も見られているので、効果的な活用については、今後広げていきたいと思っている。

○米倉担当課長 私は、大分長く現場から離れてしまっているというのがあるが、管理職として2年間教頭をやらせていただいたときに感じたのは、先ほど子どもたちの忙しさというのもあるが、いろいろな環境の中で子どもたちは育ってきているというところはすごく感じる。それは自分の問題である場合もあるし、家庭の問題である場合もあるし、地域の問題がある場合もあるし、本当にいろいろな様々な関係というのを、色々な子どもたちが職員室にやってきて、こそこそと話すところから感じるころはございました。今、人権の部署に来て、やはりすごく感じるのは、そのときに、あなたはあなたのままでいいん

だよ、自分らしくあればいいんだよということを、もう少しちゃんと伝えてあげればよかったと思う。ただ、それだけじゃなくて、授業であったり、先生方と子どもたちの抱える場面であったり、子どもたちの遊びの場面であったり、いろんなところで感じられれば、きっと少しその子たちは元気になるにではないかなということは感じる。なので、我々がやっていることはそういうことの一助になればという思いで、現場に届くようこの仕事をさせていただいている。

○水澤指導主事 昨年まで現場にいた。やはり抑うつ傾向というか、学校に行きづらい子を含めてだが、丁寧にその子に関わってあげることは、すごく大事だというのは、去年、現場でも感じていて、本当に小さなステップもちゃんと見てあげるとか、丁寧にその一つ一つに評価してあげて、声をかけたり、そういうことを丁寧にやっていくということが、そういった子たちの安定にもつながっていくというふうに感じた。

○鈴木委員長 先生たちがずっと現場にいてくれるといいですね。

○金子委員 そう思いますね。

○鈴木委員長 いろいろいい言葉をもらえた気がする。ありがとうございます。

○安齋担当課長 そういうふうに皆さんに言っていただいて、先生方も支えられているというのが分かりますとすごく心強いと思うので、自信を持って教育活動ができると思う。そういう温かい見守りというのは大変ありがたく思っている。ありがとうございます。

○霜倉委員 先生たちがありのままの自分でいられる。

○出口委員 先生たちがありのままにいられるといいな。

○安齋担当課長 そうですね。そして、保護者の皆さん方も、地域の方もありのままでいられると本当にいいなと思う。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。2つ終えたので、今回の対話で書き直し部分とか足す部分とかがあればしていただきたい。畑委員、高石委員、金子委員、五十嵐委員の部分がある。それぞれのところで、積み残しとか各部分などないか。

○畑委員 私のほうは、テキストベースの相談について全く検証していないというところは違っているので、その修正はする。

○鈴木委員長 少し質問が残っちゃっている部分もあるので、書いてもらえればそれを見て足すなり、修正ができるのか。こちらである程度解消した部分があれば、そこは直すという感じか。

○高石委員 こちらの疑問に答えていただいている感じはなかったので、別にあまり変えなくていいかと思う。聞こえなかった部分もあるので、議事録を確認して考えたい。

○金子委員 今日、じっくりお話を伺って、2行については削除したい。五十嵐委員からもそういう方向でいいという話だった。皆さんに聞いていただいて、大人に都合のいい集団づくりをしようとしているわけではないということは分かった。ただ、実際どうかは別として、こうやって対話の中でこのような姿勢で各学校の担当の先生方にはやっていらっしゃるということは分かったので、削除したい。それから、市町村のデータのところが古かったので、新しく出ているものに直す。

今日の議事録を五十嵐委員と確認して修正したい。

やはり直接お話を聞くことができ、分かったこともたくさんあったのでよかったと思う。実際に共生＊共育プログラムの事例集が、あんながあると知らなかったし、各先生

に任されて、それぞれのクラスごとに考えてやっていらっしゃることも。決められたものでこれをやりなさいみたいに行っていると、私も五十嵐委員もそういうイメージがあって、それがちょっと押しつけという言葉になったり、「子どもたちの社会性の育成や集団の望ましい人間関係づくりを進めます」という、集団が望ましい人間関係づくりというのが、これは大人目線の集団の望ましい関係づくり、人間関係づくりかなという、そういうイメージ先行だったと思う。私が、見た広報誌では、誤解を生むような書き方だった。そのような書き方は損ですよとお伝えし忘れてしまった。

○鈴木委員長 全国の学校教育の中でそっちに行きがちなところというのは、ずっと見聞きしているので、むしろそうじゃないのを鮮明に出すのは大事だと思った。本当に現場で接している人たちがプログラムを完全に理解して、畑委員と金子委員が言ったようにやってくれていたらいいが、そうじゃない現実もあるだろうし、そこをどうやって埋めていくのかというのは、関心は持っている。それは川崎だけじゃなく全国で同じ。教員の質の問題と教員が足りないのを、一般には忙しい中であるが、何か見えないところがあると思って聞いていた。委員会としては子どもたち目線だから、あの考え方を現場に徹底してほしいとか、先生が理解してほしいというぐらいまでは書いてもいいのかなと思った。

○加藤副委員長 不安とか抑うつの原因という部分で、先生方もみんな子どもの置かれた環境とか状況が厳しくなっているということは認識しているが、対処法はコミュニケーションスキルになってしまう。

○金子委員 だから、環境とおっしゃるのであれば、学校という環境についてはどう思っているのかということは、立場上なかなか発言が難しかったのかもしれない。

○加藤副委員長 夢パークにつながったということは、状況が変わってよくなったということだから、それは権利と権利がぶつかったときの畑委員の話ともつながっていくというところがあると思った。

○出口委員 最初のオンブズパーソンの方が、メールとかLINEだったら通じなくなったりするので、対話がやっぱり必要というのは、今この文章を見ても感じた。オンブズパーソンに相談する人たちに対しては、LINEとか、メールとかは、一時的なきっかけで、そこから電話や対面につながるのには本当に必要。大人でも文章だけを見て誤解することもある。

○金子委員 相談機会を広げるという意味では、LINE相談というのは必要だと思うが、非常に技術が必要だということを熱弁されていたが、私は不登校の相談でLINEを活用しているNPOを知っている。そこはボランティアで、ボランティアのスタッフさんが5・6人ぐらいで1日30件ほど来て、ものすごいやり取りをしている。そういうことを、小さなNPOでも、やれているし、技術がものすごく必要というところは、私はちょっと疑問だった。

○出口委員 得意、不得意があると思う。私はすごく言葉を間違える。「なんでいくの」と書かれると自転車とか交通機関を聞いている場合もあるし、「なんで？」と理由を聞く場合もある。やっぱりその辺の言葉が文章だと、不得意な人がやることではないとは思いますが、そこから相談につなげるというきっかけが必要だと思う。子どもの様子を見てみると、LINEはしゃべり言葉のように、一言だけでも言ったら返ってくる。本当に一言ずつの会話のようにやっている状態を見ると、私自身は子どもとやっているグループLINEについていけなくなったり、読むのに必死というのがあるので、自分がやる側になったらと、同調してしまった部分があった。

○霜倉委員 人権オンブズパーソンという役割を、大分強調していたが、救済機関だから、人権侵害の事実を確認して救済する、実際に解決するというのが強い感じはした。

○鈴木委員長 パーソンの人はその意識でいいと思う。市民が相談に来たらそれにオンブズパーソンが対応する。でも、事務局はそれじゃいけない。もっと幅広く知っていたり、オンブズパーソンに橋渡しをして、全体としてのオンブズパーソンの運用をしていって、子どもの権利を守っていくというところのつながりはどうなのかと感じた。

○事務局 パーソン自体が附属機関で、議会で承認を得て設置される位置づけになっている。役割が条例上で決まっているので、事務局からこれをやってください、あれをやってくださいというような関係性ではない。

○出口委員 川崎市でオンブズパーソンは何名か。

○事務局 2人です。専門調査員が4人、パーソンが2人。

○畑委員 改めて求めてほしいのが、私も書面でという話をお伝えしたところだが、私が最後に質問したところで、あまり回答をいただけなかったところについては、やっているような回答は得られるけれども、具体的には回答いただけていない。特に、私の資料1で書いていたテキストベースの素材について、どのようなというところはデメリットが大きいと述べられていたが、そこを改めて具体的に述べてもらう必要があると思っている。

先ほど一応検討したとあって、デメリットが大きいということは分かったが、そこまで幅を広げてしまうと、というところもよく分からなかった。人が足りないのか、いろんな論点があった、救済機関としてふさわしくないとか、養成のための人員が足りないとか、具体的に説明されていなかったように見えたので、改めてそこは説明いただいたほうがお互いにいいと思った。

○霜倉委員 今日の話の流れから言うと、SNSも検討はしたけれども、現実的には導入はしない、それがもう結論で終わりなのか。今は難しいけれども、導入に向けて検討は続けるという感じではなかった印象だった。

○畑委員 私もそこがどっちつかずというか、検討しない方針もあり得そうだなと感じた。

○霜倉委員 研修も行ったし、勉強もして、検討したけど導入は難しいという。

○畑委員 何度研修があったかわからないが、しかも始めた当初ばかりだったという話だったし、今は実績もたまっていると思う。守秘義務に違反しない範囲だと思うので説明できると思う。

○鈴木委員長 こういう理由で導入しませんでしたという理由があると思うので、それを提示してもらえばいいと思う。説明に対して、こちらとしても、そこを潰すとかいう話ではない。やりませんというだけで、内部で検討したり、その答えはできませんという話じゃないような気がする。何かしら組織として検討した結果、導入しないというのであれば、組織としての何かしら理由があるはずなので、そのような説明をしてもらえればと思う。委員会の意見として、同意してほしいと言っているわけじゃない。理由が知りたいのに、そこだけわざわざ話せないのであれば固執しているように見えるというのは、畑委員も高石委員もそう思わざるを得ないと思う。パーソンが答える話ではなく、組織として考え、回答いただく話だと思う。

○畑委員 改めて頂けるなら、こちらもそれは反映したい。こちらが誤解しているところを解いてもらうためであることを理解してもらいたい。

もし難しければ、いただいた情報でやるしかないと思うが、それが双方、不幸な結果になるのであれば、それをどうにか防ぐためにできませんかという申し出だと思う。

○事務局 どういう理由でテキストベースの相談を導入しなかったかという点を提示して、できることがあったら教えてくださいとお伝えできればと思う。

○鈴木 単純な聞き方で、詳細に課題を含めて全部回答してほしいという意味じゃなく、どんな理由でやらないという結果になったか、その部分をもらえれば、それを反映しますというふうに言えば、反映してほしい程度で回答をもらえればと思う。

○加藤副委員長 相談は、最初に専門調査員が対応する。それを取捨選択して、人権オンブズパーソンに上げるかを決めていると思う。今日ここで言うのははばかりだとおっしゃっていたのは、多分メール（テキスト）相談の質が、真剣にメールで相談してくるものもあれば、ちょっと送ってみようというメールを寄せてくるものもあって、それを全部対応することが難しい、それをどう判断していいかわからないというようなことが何となくあって、多分専門調査員のほうが、これを今導入するのは時期尚早だと判断したのかなと予測した。今回ちょっと言うのがはばかりだということ、本音を教えてくださいとしてはどうか。

○畑委員 それもあるかもしれないが、全員言っていることが違うところがあると思っていて、事務局は「一行で来たものを一行で返すのが」と言っていたり、LINEの情報漏えいがあると言っていたりとか、専門調査員が云々と言ってみたり、他方で相談救済機関だからと言ってみたりというのは一貫しないなと思っている。それであると思うので、それはそれでいいが、それがどのように絡み合って、どういう結論に至ったかをある程度お示しいただいたほうが、こちらとしても分かりやすいという意味で再度お願いしたいと思う。

あと、相談件数について、これは2018年に限ったところではないが、相談件数の減少の分析で、事務局の話では、ほかに相談窓口ができたからという短絡的な仮説を言っていることに対して、特にフォローがなされていなかった。今回も聞いているが、対話ではなかなか見えてこなかったもので、併せて答えていただければと思う。

○鈴木委員長 時間の問題とか、人の問題だとか、情報漏えいなら漏えいなど、いくつかあると思うが、結論はやめたという話をされたと思う。それを書き込むという形でいいか。何か回答等をもらえれば、それを尊重して載せたいとは思う。

あとは、減少の分析について、幾つか想定できるものがあったら、事務局のほうに聞いてもらいたい。

○事務局 今のお話を先方に投げて、回答を待ち、答申に関しては、また会議するのではなく、内容についてメールで共有し、修正版・最終版にできればと思う。今から大きく変わることもないと思う。次回は市長に持っていくというところになると思うので、予定では、1月中には答申が完成し、2月、3月に市長に持っていくという、イメージでどうか。

日程に関しては、市長のスケジュールも確認しながら進めさせていただければと思う。

○事務局 もう最後の段階なので、中身とかではなく、これまで答申を何回かやってきていただいて、書いている内容は、子どもの権利・人権にかかわることで、子どもも見る文章になっていなきゃいけないかなと思っている。最終的には、言葉の言い回しを含めて、委員長、副委員長に最終的に確認をいただければと思う。もちろん、中身を変えるということではない。

○鈴木委員長　そういう形で、もう一度回答を待つ形になったが、回答をもらって検討していきたい。全体として、全員で確認しながら仕上げていきたい。ありがとうございました。

3 閉会